

農事組合法人の役員が小規模企業共済に加入できるようになりました！

小規模企業共済制度の概要

1

趣旨

- 小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足
- 小規模企業者の廃業や退職に備えるための共済制度
- 小規模企業者の拠出した掛金を基に(独)中小企業基盤整備機構が運営
- 在籍者数128万人(うち農業者0.4万人)〈H16.3末〉

2

加入資格

- 常時使用する従業員等が20人(商業・サービス業は5人)以下の
・個人事業者
・会社、企業組合、協業組合の役員

[加入対象者の追加]

- 常時使用する従業員の数が20人以下の農業経営を行なう農事組合法人の役員

3

掛金

- 月額1,000円～70,000円(500円きざみで自由に選択)

4

共済金等

- 原則として、加入後6ヶ月以降に受領が可能
- 共済金等を受領できる事由
 - ・個人事業の廃止、会社等の解散
 - ・従業員の疾病、負傷又は死亡、老齢給付(65才以上で納付期間15年以上)
 - ・任意退職、配偶者又は子に事業の全部を譲渡(加入後12ヶ月以降に受領が可能)
 - ・任意解約など(加入後12ヶ月以降に受領が可能)

5

税制上の取扱い

- [掛金] 全額所得控除扱い
- [共済金] 退職所得扱い(任意解約等は一時所得扱い)、分割共済金は公的年金等の雑所得扱い

6

その他

- [分割支給] 共済金については、「一括支給」、「分割支給」、「一括支給/分割支給併用」が可能(一定の要件が必要)
- [貸付制度] 加入者は、納付額の範囲内で事業資金の貸付を受けることが可能